居宅介護支援契約重要事項説明書

居宅介護支援契約締結にあたっては、「居宅介護支援重要事項説明書」の内容について十分確認され、かつ同意のうえで行っていただきますようお願いいたします。

なお、ご利用者の心身の状況により、ご判断等に支障がある場合は、ご家族または成年後見人等の立ち会いのうえでご契約をお願いいたします。

居宅介護支援のサービス提供の開始にあたり、厚労省令に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業所の概要

事業所名	指定美杉の郷ケアプランセンター
所在地	石川県白山市桑島4号87番地5
連絡先	TEL 076—259—2177 FAX 076—259—2160
管理者連絡先 管理者 永下和美	TEL 076−259−2177 FAX 076−259−2160
営業日	月曜日から金曜日 祝祭日及び 12/29～1/3 を除く
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供地域	白山市内の河内・吉野谷・鳥越・尾口・白峰地区

2 当事業所の法人概要

事業者名	社会福祉法人 はくさん会
所在地	石川県白山市桑島4号87番地5
連絡先	TEL 076−259−2117 FAX 076−259−2160
法人種別	社会福祉法人
代表者	理事長 山下 恵信
法人の行う他の業務	特別養護老人ホーム、デイサービス

3 当事業所の従業員

職種	人員数
管理者	1人(兼務)
介護支援専門員	1人(常勤)

4 事業の目的・運営方針

社会福祉法人はくさん会が開設する美杉の郷居宅支援事業所(以下「事業所」という。)において、指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保し、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

事業所の介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、心身の状況に応じた適切な介護サービスを利用することができるよう、市町村・サービス事業者・介護保険施設との連絡調整を行う。 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 提供する居宅介護支援サービスの内容

(1)居宅サービス計画の作成

ア 利用者のお宅を訪問し、利用者やご家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。

イ 自宅周辺地域における居宅サービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者やご家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。

ウ 提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供する上での留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

エ 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象とならないサービス(自己負担)を区分して、それぞれ種類、内容、利用料等を利用者やその家族に説明し、その意見を伺います。居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するよう求めることができることや、居宅サービス原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行います。

オ 居宅サービス計画の原案は、利用者やその家族と協議したうえで、必要があれば変更を行い利用者から文書による同意を得ます。

(2)居宅サービス事業者等との連絡調整・便宜の提供

ア 居宅サービス計画の目標に沿って、サービスが提供されるよう居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

イ 利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合には、利用者に介護保険施設の紹介、その他の支援を行います。

(3)サービス実施状況の把握・居宅サービス計画等の評価

ア　利用者及びその家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。

イ　利用者の状態について定期的に再評価を行い、利用者の申し出により、または状態の変化等に応じて居宅サービス計画の評価、変更等を行います。

(4)給付管理

居宅サービス計画の作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理票を作成し、石川県国民健康保険団体連合会に提出します。

(5)相談・説明　　介護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。

(6)医療との連携・主治医への連絡

ケアプランの作成時(または変更時)やサービスの利用時に必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。

(7)財産管理・権利擁護等への対応

利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者への援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて担当窓口機関への連絡を行います。

＊窓口機関:地域福祉権利擁護センター(石川県社会福祉協議会内)

(8)居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合または事業者が居宅サービスの変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して合意のうえ、居宅サービスの変更を行います。

(9)要介護認定等にかかる申請の援助

ア　利用者の意思を踏まえ、要介護申請等の申請に必要な協力を行います。

イ　利用者の要介護認定有効期間満了の30日前には、要介護認定の更新申請に必要な協力を行います。

(10)サービス提供記録の閲覧・交付

ア　利用者は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。

イ　利用者は、契約終了の際には事業者に請求して直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面の交付を受けることができます。

(11)介護支援専門員の変更

介護支援専門員の変更を希望する場合は相談窓口の担当者までご連絡ください。

6 サービスの利用料及び利用者負担

(利用料)利用料につきましては、厚生労働大臣が定める基準による金額となります。ただし、要介護又は要支援認定を受けられた方は、居宅介護支援(居宅サービス計画の作成・変更、事業者との連絡調整、相談説明等)については、原則として利用者の負担はありません。

※介護保険適用の場合でも、利用者に保険料の滞納等がある場合には、一旦1ヶ月あたり下記の料を頂き、当会からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、市町村の窓口に提供しますと、全額払い戻しを受けられます。

要介護1、2	11,090円
要介護3、4、5	14,410円
初回加算	3,000円
医療連携加算(Ⅰ)2,500円	(Ⅱ)2,000円
退院・退所加算	3,000円
特別地域加算	利用料金の15%
通院時情報連携加算	500円
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	3,000円
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円
複合型サービス事業所加算	3,000円

(2)解約料 :契約者はいつでも契約を解除することができ、一切料金はかかりません。

(3)交通費 :通常の事業の実施地域を越えた地点へ出張訪問する場合には、実費相当の交通費が必要となります。 自動車を使用した場合の交通費は次のとおりです。

通常の事業の実施地域を越えた地点から延べ5kmまで100円(基本料金)、5kmを超えた場合は5km増すごとに100円プラスが必要となります。

《支払い方法》利用のあった月ごとに集計し、翌月10日に請求させていただきます。

お支払いは、その月の22日にお客さまがご指定された金融機関の口座より引き落としとさせていただきます。

7 事業者からの契約解除の申し出

ご利用者又はご家族が、事業者又は介護支援専門員又は従業員に対し、下記のようなハラスメント行為を行い、本契約を継続しがたい事情を生じさせた場合

・身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)、精神的暴力(人格を否定、屈辱的な言動)、過大な要求(介護保険上に定められたサービスとして提供していない内容の提供を強いるなどの行為)、個の侵害(サービス提供に関係ない情報を引き出そうとする行為)、セクシャルハラスメントなどの事象が

ハラスメントの該当する内容かどうか判断するため、法人内で確認、相談を行います。ハラスメントに該当すると判断した場合は契約の解除、並びに然るべき対応を取らせて頂くことがございます。

8 秘密保持

当会は、サービスを提供するうえで知り得た契約者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続します。

10 サービス提供中における事故発生時の対応

事故発生時には市町村、家族、居宅介護支援事業所等に速やかに連絡をし、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置に対して記録します。

11 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な制度措置を講じます。

ア 成年後見制度を利用します。

イ 苦情解決体制を整備しています。

ウ 虐待の防止について、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

エ 虐待防止に関する責任者を選定しています。 虐待防止に関する責任者(管理者 永下 和美)

12 感染症や災害時の対応

当会は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため次の措置を講ずるものとします。

(1) 事業継続計画の策定

(2) 当該業務継続計画に従う必要な措置

13 サービスの苦情相談窓口

当会における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

担当者 介護支援専門員 永下和美	TEL 076−259−2177 FAX 076−259−2160 受付時間 8時30分～17時30分
第三者委員 大宮 英幸	TEL 076−259−2607 受付時間 8時30分～17時

○ 介護保険の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります。

介護保険全般に関するお問い合わせ *最寄りの支所の窓口でも受付ております。	白山市役所長寿介護課 白山市倉光2丁目1番地 連絡先 076-274-9529 受付時間〔平日〕8:30～17:00
要介護認定、保険料、保険給付等に関する不服がある場合	石川県介護保険審査会 (石川県健康福祉部長寿社会課) 連絡先 076-225-1416 受付時間〔平日〕8 時 30 分～17 時
介護保険サービスの苦情について	石川県国民健康保険団体連合会 連絡先 076-231-1110 受付時間〔平日〕9 時～17 時

14 サービス利用割合等

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下の通りである。

① 全6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	100%
通所介護	88.0%
福祉用具貸与	30.9%

② 全 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合(上位3位事業所)

訪問介護	大門園訪問介護サービスセンター 100 %		
通所介護	美杉の郷デイサービスセンター 88.0 %	大門園デイサービスセンター 11.9 %	
福祉用具貸与	(株)ケアプラス 30.9 %	(株)グッドケア 28.1 %	(株)ケアサンエス 23.9 %
地域密着型通所介護			

③ 判定期間 (令和 8 年度)

■前期(3月1日から8月31日)

□後期(9月1日から2月28日)

居宅介護支援重要事項に関する同意書

指定居宅介護支援についての重要事項に関して担当者による説明を受け、これらを十分に理解したうえで同意します。

合わせて、利用者等に関する個人情報についてサービス担当者会議等、サービスの利用調整を行う際には必要に応じて関係者に提供することに関しても同意します。

社会福祉法人はくさん会　指定美杉の郷ケアプランセンター
管理者　永下　和美　様

令和　　年　　月　　日

利 用 者　住 所

氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

身元引受人　住 所

氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

個人情報の提供に係る同意書

社会福祉法人はくさん会 美杉の郷ケアプランセンターが業務上知り得た利用者及びその家族・身元引受人の個人情報を、次のとおり提供することについて同意します。

1　必要に応じて、サービス提供事業者会議等に用いる場合

2　必要に応じて、他のサービス提供事業者に提供する場合

3　治療等のため、医療機関に提供する場合

4　その他、正当な理由がある場合

令和　　年　　月　　日

社会福祉法人はくさん会　美杉の郷ケアプランセンター
管理者　　永下　和美　　様

利　用　者　　住　所

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代　理　人　　住　所

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

家族代表者　　住　所

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿